

【 手術 】

74 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術時等の食道静脈瘤硬化療法用穿刺針の算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

次の手術における食道静脈瘤硬化療法用穿刺針の算定は、原則として認められない。

- (1) K653 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術
- (2) K654 内視鏡的消化管止血術
- (3) K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
- (4) K722 小腸結腸内視鏡的止血術

○ 取扱いを作成した根拠等

食道静脈瘤硬化療法用穿刺針については、厚生労働省通知※において、「食道静脈瘤に硬化剤を注入することを目的に使用する穿刺用材料であること」と示されており、上記手術における当該材料の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 特定保険医療材料の定義について